

令和2年1月17日
福祉保健部健康増進課
課長 下川 和夫
電話 055-223-1494

報道関係者各位

インフルエンザの発生状況について (中北保健所管内 警報レベル入り)

(中北保健所峡北支所/峡東保健所/峡南保健所/

富士・東部保健所管内 注意報レベル入り)

令和2年第2週(1月6日~1月12日)の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

(インフルエンザ定点あたりの報告数)

中北保健所管内:36.8人^{※1}、中北保健所峡北支所管内:19.1人^{※2}

峡東保健所管内:19.1人^{※3}、峡南保健所管内:12.3人^{※4}、富士・東部保健所管内:13.7人^{※5}

警報レベル基準値の30.00以上となったことから、中北保健所管内はインフルエンザの警報レベル^{※6}、注意報レベル基準値の10.00以上となったことから、中北保健所峡北支所、峡東保健所、峡南保健所、富士・東部保健所管内は注意報レベル^{※6}に入りました。

今後、流行が拡大する可能性があることから、別紙の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

※1 【中北保健所管内】 5 定点医療機関の合計報告数 184 人 184 人÷5 医療機関=36.8

※2 【中北保健所峡北支所管内】 8 定点医療機関の合計報告数 153 人 153 人÷8 医療機関=19.1

※3 【峡東保健所管内】 7 定点医療機関の合計報告数 134 人 134 人÷7 医療機関=19.1

※4 【峡南保健所管内】 3 定点医療機関の合計報告数 37 人 37 人÷3 医療機関=12.3

※5 【富士・東部保健所管内】 9 定点医療機関の合計報告数 123 人 123 人÷9 医療機関=13.7

※6 保健所管内で定点1医療機関あたりの報告数が 10.00 以上 注意報レベル

保健所管内で定点1医療機関あたりの報告数が 30.00 以上 警報レベル

週	山梨県	中北	峡北	峡東	峡南	富士・東部	甲府市
2週(1/6~1/12)	20.6	36.8	19.1	19.1	12.3	13.7	23.8
1週(12/30~1/5)	7.27	10.8	2.88	9.71	9.33	4.89	9.00
52週(12/23~12/29)	21.3	18.8	16.0	29.9	9.33	21.0	25.0
51週(12/16~12/22)	15.7	18.0	15.6	23.6	3.33	16.2	12.1
50週(12/9~12/15)	10.7	19.8	7.38	16.7	1.67	7.44	10.2

※昨シーズン(平成30年9月~令和元年8月)における県内初の警報レベル入りは、中北保健所、峡東保健所、峡南保健所、富士・東部保健所管内で平成31年第2週(平成31年1月7日~1月13日)でした。

インフルエンザの予防対策

●インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、手洗いを必ず行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避け、外出時にはマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な睡眠・休養をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、医師と相談しインフルエンザの予防接種を受けましょう。

●キーワードは「咳エチケット」

- ✓ 咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用する。
- ✓ マスクがない場合は、ハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむける。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用する。

●インフルエンザにかかったら

- ✓ 早めに医療機関を受診しましょう。
- ✓ 医療機関を受診する際はマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な休養を取りましょう。

(学校保健安全法では、発症してから 5 日間、かつ、熱が下がった後 2 日間(幼児は 3 日)は自宅で休息を取るようになっております。)

- ✓ 抗インフルエンザウイルス薬の種類や服用の有無によらず、異常行動に注意しましょう。